

定 款

公益社団法人 全日本墓園協会

本書は、公益社団法人全日本墓園協会

の定款に相違ありません。

代表理事 樋口 光一



公益社団法人 全日本墓園協会

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人全日本墓園協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、墓地に対する国民感情を尊重し、近代的な墓地の造成、低廉かつ良質な墳墓の供給及び適切な墓地の管理が円滑に行われることの必要性にかんがみ、墓地及び墓地の管理・運営についての調査・研究及び相談・指導並びに講習会等の開催等の事業を行うことにより、墓地に関する知識の啓発及び普及並びに墓地の経営事業の健全な発展を図り、もって公衆衛生の確保その他公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するに、次の事業を行う。

- (1) 墓地の計画及び経営に関する調査及び研究
- (2) 墓地の計画、管理・運営に関する相談及び指導・助言
- (3) 講習会、研修会の開催及び通信教育による墓地管理士資格の認定
- (4) 調査・研究報告書、機関紙その他印刷物の刊行・頒布
- (5) 海外の墓地関係団体との交流
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦において行うものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、次条で入会を認められた次のいずれかに該当するものとする。

ア 墓地を経営する地方公共団体

イ 墓地、埋葬等に関する法律第10条の墓地経営許可を得ている法人で、かつ、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた法人

ウ 墓地、埋葬等に関する法律第10条の墓地経営許可を得ている法人で、将来、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受ける法人

エ 墓地、埋葬等に関する法律第10条の墓地経営許可を得ている宗教法人

オ 上記のほか、旧特例民法法人で、一般社団法人及び一般財団法人に移行した法人

(2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した墓地区に関する学識経験を有する者

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、本協会の事業に賛助協力する法人。

2 前項の会員のうち正会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みを行うものとする。

2 正会員の入会は、前条第 1 項第 1 号のいずれかに該当するもので、総会が別に定める規程により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

3 賛助会員の入会は、総会が別に定める規程により理事長がその可否を決定し、これを本人に通知するとともに、理事会において報告するものとする。

（届出）

第 7 条 法人である会員は、当該法人を代表する者及びその事務代行者 1 名を届け出なければならない。

2 会員は、入会申込書の記載事項又は前項の届出に係る事項に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

（入会金、会費及び特別会費）

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において定める会費規定に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、正会員は、会費規定の定めるところにより、特別会費を納入することができる。

3 前 2 項の入会金及び会費については、その 2 分の 1 以上は公益目的事業費用のために、残余は管理費用のために充当するものとする。

4 既納の入会金及び会費は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

（退会）

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意に退会することができる。

（除名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員の資格喪失）

第 11 条 前 2 条のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(2) 2 年以上会費を滞納したとき

(3) 除名されたとき

(4) 総正会員の同意があったとき

(名誉会員)

第12条 墓地の経営事業に特別の功績があった者を総会の議を経て名誉会員とすることができる。

第4章 総会

(構成)

第13条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「一般社団・財団法人法」上の社員総会とする。

(種類)

第14条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び計算書類
- (5) 入会の基準並びに会費等の金額
- (6) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権を有する正会員の10分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、開催2週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。

(書面等による決議)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 賛助会員は、あらかじめ議長の了承を得て総会において意見を述べるすることができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上12名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より、専務理事1名を選任する。

5 理事会は、その決議によって、代表理事及び執行理事以外の理事より、常任理事を選定することができる。ただし、常任理事は7名以内とする。

6 監事には、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

7 理事のうち、理事のいずれか1名と配偶者又は3親等内の親族及びその他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監

事についても、同様とする。

- 9 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事以外の執行理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常任理事は、理事長、専務理事及び専務理事以外の執行理事の業務を補佐する。
- 6 理事長、専務理事及び専務理事以外の執行理事の権限並びに常任理事の役割は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- （1）理事の職務の執行を監査すること
- （2）この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- （3）理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- （4）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- （5）前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求すること。また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- （6）理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- （7）理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- （8）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補充として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（解任）

第29条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない

（報酬等）

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

（取引の制限）

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（3）この法人がその理事の債務を保証することの他、理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の免除）

第32条 この法人は、役員の「一般社団・財団法人法」第111条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問）

第33条 この法人に顧問1名を置く事ができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

（1）代表理事の相談に応じること。

（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

（構成）

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第32条の責任の免除
- 3 理事会に、常任理事会を置く。
- (1) 常任理事会は、理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
 - (2) 常任理事会は、理事会から委任を受けた事項を審議し、決定する。
 - (3) 常任理事会の議決事項は理事会に報告しその承認を得なければならない。
- (開催)
- 第36条 理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 2 前項の規定に関らず、理事長が必要と認めたとき又は次の各号の一に該当する場合に、開催する。
- (1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、招集の請求があつたとき
 - (2) 前号の請求があつた日から5 日以内にその日から2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合にその請求をした理事が招集したとき
 - (3) 第27条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき
- (招集)
- 第37条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない
- (議長)
- 第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- (定足数及び議決等)
- 第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係のある理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。
- 3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときはその事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(準用)

第41条 第36条、第37条、第38条、第39条(第3項、第4項を除く)及び第40条の規定は、常任理事会の招集、議決等及び議事録の作成について準用する。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第43条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 財産から生ずる収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第44条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画書及び収支予算書等(事業計画書、収支計算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)については、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算について毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告書(及びその付属明細書)

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

(5) 財産目録

2 前項第1号から第5号までの書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時総会終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(会計原則)

第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8条 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第148条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上の議決により解散する。

(公益目的取得財産残高の贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残高があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第 9 章 委員会

（委員会）

第55条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 10 章 事務局

（設置等）

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が、理事会の議決により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿及び履歴書
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規定
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第58条第2項に定める情報公開実施要領によるものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開実施要領による。

（個人情報の保護）

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により、別に定める個人情報管理実施

要領による。

(公告)

第60条 この法人の公告は、電子公告による。

.2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次の掲げる者とする。

理事	井出 三郎	中根 階雄	吉田 奉文	住吉 泰男
	大澤 秀行	小畠 康男	青谷 賢治	中津川義博
	河内 莊治	藤井 正雄	三浦 英夫	村上 恵一
監事	藤岡 政美	金井 進		

4 この法人の最初の代表理事は井出 三郎、執行理事は中根 階雄及び村上 恵一とする。

5 この法人の登記日：平成22年10月1日

附 則

1. 定款第5条第1項(1)の変更については、平成26年5月26日より施行する。

2. 定款24条の変更については、平成27年5月25日より施行する。

3. 定款17条第3項、第36条第1項、第37条第2項、第39条第3項の変更については、令和4年5月27日より施行する。